

用具名	市町村	該当	対象者	対象年齢	耐用年数	基準額（円）	備考
火災警報器	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級以上、聴覚障がい2級（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	8	15,500	
	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級以上、聴覚障がい2級（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	8	15,500	
	三朝町	○	視覚障がい者2級以上、聴覚障がい2級（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	8	15,500	
	北栄町	○	身体障害者手帳2級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳2級以上のいずれかであって火災発生の感知及び避難が困難な物のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	8	15,500	
	琴浦町	○	視覚障がい者2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	8	15,500	
自動消火器	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級以上、聴覚障がい2級（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	8	28,700	
	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級以上、聴覚障がい2級（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	8	28,700	
	三朝町	○	障がい等級1級又は2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	8	28,700	
	北栄町	○	身体障害者手帳2級以上、療育手帳B級判定以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上であって、火災発生の感知及び避難が困難な物のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	8	28,700	
	琴浦町	○	視覚障がい者2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	8	28,700	
ガス漏れ警報器	倉吉市	×					
	湯梨浜町	×					
	三朝町	×					
	北栄町	×					
	琴浦町	×					
電磁調理器	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6	41,000	
	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6	41,000	
	三朝町	○	視覚障がい者2級以上、聴覚障がい2級（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6	41,000	
	北栄町	○	視覚障がい者2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6	41,000	
	琴浦町	○	視覚障がい者2級以上、療育手帳A又はB（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	6	41,000	
歩行時間延長信号機用小型送信機	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	10	12,000	
	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	10	12,000	
	三朝町	○	視覚障がい者2級以上	学齢児以上	10	12,000	
	北栄町	○	視覚障がい者2級以上	学齢児以上	10	11,000	
	琴浦町	○	視覚障がい者2級以上	学齢児以上	10	12,000	
暗所視支援眼鏡	倉吉市	×					
	湯梨浜町	×					
	三朝町	×					
	北栄町	×					
	琴浦町	○	視覚障がいを有する者で、医師の判断による書面にて必要性があると認められる者	学齢児以上	8年	395,000	
視覚障がい者用体温計（音声式）	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	5	9,000	
	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	5	9,000	
	三朝町	○	視覚障がい者2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5	9,000	
	北栄町	○	視覚障がい者2級以上	学齢児以上	5	9,000	
	琴浦町	○	視覚障がい者2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5	9,000	
視覚障がい者用体重	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	5	18,000	

計（音声式）	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	5	18,000	
	三朝町	○	視覚障がい者2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	5	18,000	
	北栄町	○	視覚障がい者2級以上	学齢児以上	5	18,000	
	琴浦町	○	視覚障がい者2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5	18,000	
	倉吉市	○	視覚障がい者2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5	10,000	
視覚障がい者用血圧計（音声式）	湯梨浜町	○	視覚障がい者2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5	10,000	
	三朝町	○	視覚障がい者2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5	10,000	
	北栄町	○	視覚障がい者2級以上	18歳以上	5	10,000	
	琴浦町	○	視覚障がい者2級以上であって日常生活上必要と認められる者	18歳以上	5	10,000	
	倉吉市	○	視覚障がい又は上肢機能障がい1級又は2級	16歳以上	5	100,000	
情報・通信支援用具	湯梨浜町	○	視覚障害又は上肢機能障害2級以上	18歳以上	—	200,000	
	三朝町	○	視覚障害又は上肢機能障害2級以上	18歳以上	—	100,000	
	北栄町	○	視覚障害又は上肢機能障害2級以上	18歳以上	—	100,000	
	琴浦町	○	視覚障害又は上肢機能障害2級以上	18歳以上	—	100,000	
	倉吉市	○	視覚障がい1級又は2級の身体障害者であって、必要と認められる者。	16歳以上	6	383,500	
点字ディスプレイ	湯梨浜町	○	視覚障害2級以上及び聴覚障害の重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	16歳以上	6	383,500	
	三朝町	○	視覚障害及び聴覚障害の重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	16歳以上	6	383,500	
	北栄町	○	視覚障害及び聴覚障害の重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	6	383,500	
	琴浦町	○	視覚障害及び聴覚障害の重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	6	250,000	
	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	7	10,400	
点字器（標準型）	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	7	10,400	
	三朝町	○	視覚障がい者1級又は2級以上	学齢児以上	7	10,712	
	北栄町	○	視覚障害2級以上	学齢児以上	7	14,000	
	琴浦町	○	視覚障害2級以上	学齢児以上	7	14,000	
	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	5	7,200	
点字器（携帯型）	湯梨浜町	×		—	—		
	三朝町	×		—	—		
	北栄町	○	視覚障害2級以上	学齢児以上	5	14,000	
	琴浦町	○	視覚障害2級以上	学齢児以上	5	14,000	
	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	5	63,100	
点字タイプライター	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	5	63,100	
	三朝町	○	視覚障がい者1級又は2級以上	学齢児以上	5	63,100	
	北栄町	○	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	学齢児以上	5	68,100	
	琴浦町	○	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	学齢児以上	5	63,100	
	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	6	85,000	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	6	85,000	
	三朝町	○	視覚障がい者1級又は2級以上	学齢児以上	6	85,000	
	北栄町	○	視覚障害2級以上	学齢児以上	6	85,000	
	琴浦町	○	視覚障害2級以上	学齢児以上	6	85,000	
	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	6	99,800	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	6	99,800	
	三朝町	○	視覚障がい者1級又は2級以上	学齢児以上	6	99,800	
	北栄町	○	視覚障害2級以上	学齢児以上	6	99,800	
	琴浦町	○	視覚障害2級以上	学齢児以上	6	99,800	
	倉吉市	○	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8	198,000	
視覚障がい者用拡大読書器							

	湯梨浜町	○	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8	198,000	
	三朝町	○	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8	198,000	
	北栄町	○	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8	198,000	
	琴浦町	○	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	8	226,000	
視覚障がい者用時計	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	5	触読式：13,300 音声式：13,300	
	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級以上	18歳以上	5	10,300	触読式
	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級以上	18歳以上	10	13,300	音声式
	三朝町	○	視覚障がい者1級又は2級以上	18歳以上	10	触読式：10,300 音声式：13,300	
	北栄町	○	視覚障害2級以上。なお音声時計は、手指に触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	18歳以上	10	触読式：12,000 音声式：13,300	
	琴浦町	○	視覚障害2級以上	18歳以上	5	触読式：14,000 音声式：17,400	
点字図書	倉吉市	○	主に、情報の入手を点字にたよっている視覚障がい者。		—		市長が必要と認めた額
	湯梨浜町	○	主に、情報の入手を点字にたよっている視覚障がい者。		—		町長が必要と認めた額
	三朝町	○	主に、情報の入手を点字にたよっている視覚障がい者。		—		町長が必要と認めた額
	北栄町	○	主に、情報の入手を点字にたよっている視覚障がい者。		—		町長が必要と認めた額
	琴浦町	○	主に、情報の入手を点字にたよっている視覚障がい者。		—		町長が必要と認めた額
音声タグラコーダー	倉吉市	×					
	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級			58,000	
	三朝町	×					
	北栄町	×					
	琴浦町	×					
地デジ対応ラジオ	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	—	6	29,000	
	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	6	29,000	
	三朝町	○	視覚障がい者1級又は2級以上	学齢児以上	6	29,000	
	北栄町	○	視覚障がい2級以上	学齢児以上	6	29,000	
	琴浦町	○	視覚障がい2級以上	学齢児以上	6	29,000	
視覚障がい者用音声通信装置（音声ガイド機能付携帯電話）	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	16歳以上	5	59,000	
	三朝町	○	視覚障害2級以上。視覚障がい者支援センター等が開催する視覚障がい者向け携帯電話講座を受講した者を原則とする。	16歳以上	5	59,000	
	北栄町	○	視覚障がい2級以上	16歳以上	5	59,000	
	琴浦町	○	視覚障害2級以上	16歳以上	5年	59,000	文章・文字等を音声に変換する機能を有する携帯電話
	湯梨浜町	○	視覚障がい2級以上で原則視覚障がい者支援センター等が開催する視覚障がい者向け携帯電話講座を受講した者	16歳以上	5	59,000	
色柄音声認識装置（音声色彩別装置）	倉吉市	○	視覚障がい者1級又は2級	学齢児以上	6	47,000	
	三朝町	×					
	北栄町	×					
	琴浦町	○	視覚障害2級以上		5	55,000	
	湯梨浜町	○	視覚障がい者1級又は2級	16歳以上	5	123,000	
音声キッチンスケール	倉吉市	×					
	三朝町	○	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	5	25,000	
	北栄町	×					
	琴浦町	○	視覚障害2級以上		5	28,000	
	湯梨浜町	×					

※1 点字図書給付事業実施要綱抜粋

○点字による作成された図書。月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。年間6タイトル又は24巻を限度とする。

但し、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。（倉吉市）

○点字による作成された図書。月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。（琴浦町・北栄町）

○1市4町が、市長・町長が必要と認めた額としており、金額は設定していない。